

千葉市教育委員会部課長会議設置要綱

(設置)

第1条 教育行政の重要な方針の周知並びに情報の交換を図るため、教育委員会に部課長会議（以下「会議」という。）を設置する。

(主宰)

第2条 会議は教育長が主宰する。

(構成)

第3条 会議は、教育長、教育次長、千葉市教育委員会組織規則（昭和45年千葉市教育委員会規則第4号）第16条に規定する部・課・室の長、同規則別表に規定する担当課長、教育センター所長、養護教育センター所長、中央図書館長、総括主幹をもって構成する。

2 前項に規定する者が会議に出席できないときは、代理者を出席させるものとする。

3 教育長は、必要があると認めるときは、第1項に規定する以外の者を出席させることができる。

(開催)

第4条 会議は、必要に応じ開催する。

(議題)

第5条 議題は、教育委員会内複数部に関係するもので、所管部長が、議題とする必要があると判断したものとする。

(資料の提出)

第6条 各課は、付議する事案に関する資料を作成して、会議の開催日の2日前までに教育総務部企画課に提出するものとする。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、教育総務部企画課において処理する。

附 則

この要綱は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 3 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 4 年 5 月 2 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。